



※出し方のルールが守られていない古紙・衣類は、リサイクルに支障をきたすため、啓発シールを貼り、残置します。

対象品目

- ①から⑥の対象品目ごとに6分別してお出しく下さい。雨の日でも収集します。
- ほかのごみ収集と収集日が重なっている場合は、**場所を少し離して**お出しく下さい。



①新聞・折込チラシ

片手で持ち上げられる程度の量までを4つ折りし、**ひもで束ねて**お出しく下さい。
又は、新聞販売店で配られている透明もしくは半透明の新聞回収袋でお出しく下さい。



②段ボール

粘着テープ・カーボン紙(宅配伝票など)をはがし、**必ずおりたたんで**10枚程度までを**ひもで束ねて**お出しく下さい。
※簡単に取れない金属製の留め具は外さなくてもかまいません。



③紙パック

水洗いして、切り開き、乾燥させてから、**ひもで束ねる**か、中身の見えるごみ袋に入れてお出しく下さい。



紙パック マークのあるもの



④雑誌

- 漫画本 ●単行本 ●カタログ
- 教科書 ●パンフレットなど

片手で持ち上げられる程度の量までを**ひもで束ねて**お出しく下さい。



⑤その他の紙

「新聞・折込チラシ」「段ボール」「紙パック」「雑誌」以外の紙は「その他の紙」でお出しく下さい。

ひもで束ねるか、中身の見えるごみ袋に入れてお出しく下さい。



⑥衣類

- ジャケット ●シャツ ●ズボン
- セーター ●スカート ●着物など

洗濯し、乾かしてから、中身の見えるごみ袋に入れてお出しく下さい。
雨などで衣類が濡れないよう袋の口をしっかり閉じてお出しく下さい。



●シュレッダーした紙
(別の袋に入れてお出しく下さい)



●紙袋



●包装紙



●はがき、封筒
(窓封筒のセロハン部分は切り取って普通ごみへ)



●値札



●メモ用紙



●ラップの芯

- トイレット
- ペーパーの芯
- テープの芯



●紙箱 (たたんでお出しく下さい)



●ダイレクトメール



●コピー用紙



●ポスター



●カレンダー・紙製ファイル

(金具やプラスチック製の留め具は取り外して普通ごみにお出しく下さい)

引越しや大掃除などで一時的に多量に古紙・衣類を出される場合は、再生資源事業者に収集を依頼してください。(料金や収集条件については業者によって異なりますので再生資源事業者に直接お問い合わせください。)

※再生資源事業者については環境局のホームページ (<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000182430.html>) に掲載しています。又は環境事業センター (8ページ参照) にお問い合わせください。



対象外のもの

- 対象外のものは普通ごみにお出しく下さい。
- 汚れたものは、品目に関わらず対象外となりますので普通ごみにお出しく下さい。

②段ボールで対象外のもの

- アルミコーティングされたもの
- ワックス加工されたもの

③紙パックで対象外のもの

- 内側がアルミコーティングされたもの

④雑誌で対象外のもの

- 紙以外の部分
- 雑誌の付録 (DVDなど)
- ビニール製や布製の表紙など

⑥衣類で対象外のもの

- 作業服 ●ダウンジャケット
- 革製衣類 ●綿(わた)入りのもの
- ビニール製のもの
- 衣類以外のもの(タオル・シーツ・カーテンなど)

⑤その他の紙で対象外のもの

このマークの中には紙としてリサイクルできないものも含まれますので、マークがついていても次のものは対象外です。
これらの紙は、紙としてリサイクルできないので、**普通ごみ**としてお出しく下さい。



- 油や食べ物の残りが付着した紙

- 紙おむつ

- ティッシュペーパー等の衛生紙

- 防水加工された紙

(紙コップ、カップめん、アイスクリームやヨーグルトの容器など)

- 感熱紙 (ファックス用紙、レシートなど)

- 銀紙

- 捺染紙 (アイロンプリント紙など)

- 感熱発泡紙 (点字などに使用する加熱すると盛り上がる紙)

- においのついた紙 (洗剤や線香の紙箱、石鹸の包装紙など)

- 圧着はがき

- 写真・写真プリント用紙

- カーボン紙

●ノンカーボン紙 (宅配便の複写伝票など)

古紙・衣類の持ち去り行為に関する規制について

大阪市では、平成29年4月1日から、古紙・衣類の取り扱いについて規定を定め、持ち去り行為等を規制しています。

持ち去り行為者を目撃・発見した際には、直接声をかけることは避け、目撃・発見した場所、時間、特徴(車両ナンバー等)などを、お住いの地域を担当する各環境事業センターまでご連絡ください。

巡回パトロールや取り締まりに関する貴重な情報源となりますので、ご協力をお願いします。

本市やコミュニティ回収等で排出される上記の①～⑥までの対象品目が規制の対象になります。

コミュニティ回収・資源集団回収を支援します

地域で、コミュニティ回収・資源集団回収の活動に取り組まれている皆さまは引き続き、その活動へ古紙・衣類をお出しく下さい。

大阪市では、コミュニティ回収等の活動を行っている団体に対し、奨励金の支援を行っています。

詳しくは、お住まいの地域を担当する環境事業センターにお問い合わせください。

